注１　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１号に掲げる機能を、「ＭＮＰ転送機能」は同条第３号に掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同条第４号に掲げる機能をいう。

２　「音声伝送役務に係る費用」の欄には、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号）別表第三の「音声伝送役務」の項のうち、「携帯電話」に係る営業費用の各勘定科目の数値の合計を記載すること。

３　「接続料原価」の欄に営業費を算入した値を記載した場合には、３（機能別接続料原価算入営業費明細表）を併せて提出すること。

２　データ伝送交換機能の接続料原価の算出

	データ伝送役務に係る費用				
		回線容量課金対象外費用	回線容量課金対象費用		
				接続料対象外費用	接続料原価
営業費					
運用費					
施設保全費					
共通費					
管理費					
試験研究費					
研究費償却					
減価償却費					
固定資産除却費					
通信設備使用料					
租税公課					
合計					

注１　「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第２号に掲げる機能をいう。

２　「データ伝送役務に係る費用」の欄には、第二種指定電気通信設備接続会計規則別表第三の「データ伝送役務」の項のうち、「携帯電話・ＢＷＡ」に係る営業費用の各勘定科目の数値の合計を記載すること。

３　「接続料対象外費用」の欄には、「データ伝送役務に係る費用」のうち、自らが設置する第二種指定電気通信設備を用いて提供するデータ伝送交換機能に係る費用でないものがある場合にあつては、当該費用が個別に分かるように記載すること。

４　「接続料原価」の欄に営業費を算入した値を記載した場合には、３（機能別接続料原価算入営業費明細表）を併せて提出すること。

３　機能別接続料原価算入営業費明細表

	音声伝送交換機能に算入する営業費の額	データ伝送交換機能に算入する営業費の額	ＭＮＰ転送機能に算入する営業費の額	ＳＭＳ伝送交換機能に算入する営業費の額
営業費				
電気通信の啓発活動に係るもの				
エリア整備・改善を目的とする情報収集に係るもの				
周波数再編の周知に係るもの				
合計				

注　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同条第２号に掲げる機能を、「ＭＮＰ転送機能」は同条第３号に掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同条第４号に掲げる機能をいう。

様式第17の４の３（第23条の９の３関係）

１　機能に係るレートベース

項目		金額（単位：円）	備考
機能に係るレートベース			
	当該機能に係る正味固定資産		
	当該機能に係る繰延資産		
	当該機能に係る投資その他の資産		
	当該機能に係る貯蔵品		
	当該機能に係る運転資本		

注１　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条各号に掲げる機能ごとに作成すること。

２　「当該機能に係る正味固定資産」の項には、様式第17の４の６（役務別指定設備帰属明細表）により算定された額を記載すること。

３　「当該機能に係る運転資本」の項には、様式第17の４の７（機能別運転資本計算表）により算定された額を記載すること。

２　資本構成比

貸借対照表の額	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額（期首値）	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額（期末値）	平均値
負債の額			
純資産の額			
合計額			

他人資本比率	
自己資本比率	